

広島地方合同庁舎防災棟(仮称)整備等事業 入札説明書・同添付資料等に対する質問回答(第1回)

第一次審査資料の作成に関する本入札説明書に対する質問のうち、本質問回答(第1回)に回答が含まれないものについては、後日別途回答を提示します。

No.	資料名	頁数	行数	項目	質問	回答
1	入札説明書	2	36	3_(5) 附帯事業を実施する場合の条件	駐車場の一部等を一時的に利活用する附帯事業を行う場合、当該附帯事業者については、参加資格要件が存在せず、構成企業(構成員又は協力企業)には該当しない、との理解でよろしいでしょうか。 また、その場合、当該附帯事業者は、基本協定の締結主体にはならず、国と当該附帯事業者との間で直接契約を結ぶ、との理解でよろしいでしょうか。	前段について、3.(4)①及び②に記載の設計業務、建設業務、工事監理業務、維持管理業務、運営業務のいずれかの業務に携わる企業が構成企業の対象となるため、上記いずれかの業務に携わらずに附帯事業のみを行う企業の場合は構成企業には該当しませんが、例えば、構成企業のうち運営企業が附帯事業を実施する場合は構成企業に該当します。 後段について、附帯事業者が構成企業として参加するかに関わらず、附帯事業に係る貸付契約又は使用許可の相手方は事業者(SPC)に限ります。
2	入札説明書	3	39	3(7)	「令和8年11月下旬 第二次審査資料のヒアリング」が予定されていますが、ヒアリングにおいて動画の使用や模型の持ち込みの可否につきご方針を教えてください。本事業への参画を検討する際の費用予算の設定をする必要があるためお聞きするものです。	提出した提案書を審査の対象とし、模型・動画等の使用は現時点では認めない予定です。
3	入札説明書	4	8	3(8)	「本事業は、応募者を構成する企業の賃上げ実施の状況及びワーク・ライフ・バランス等にかかる設定状況に応じて総合評価における加点を行う事業である」とのことですが、これらの点は要求水準として必須のことではなく、加点項目としてのみ置かれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	入札説明書	4	12	4_(1)_①	「応募者は、3.(4)①及び②に掲げる業務を実施することを予定する、複数の企業により構成されるグループであること」と記載ありますが、3.(4)①及び②以外の業務(例えば、附帯業務やSPCの経理管理業務等)を実施する企業が事業者に出資することは可能という理解でよろしいでしょうか。出資が可能な場合には、3.(4)①及び②以外の業務を実施する企業は参加表明に関する書類を提出する必要はございますでしょうか。	3.(4)①及び②に掲げる業務の実施を予定しない企業による出資は可能です。また、これらの企業の参加表明に関する書類の提出は求めておりませんが、第二次審査資料において、出資する全ての株主及び株主構成(出資比率)を明示して下さい。
5	入札説明書	4	22	4(1)②イ	「事業者の株主は・・・本事業の事業契約が終了するまで事業者の株式を保有するものとし、国の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行ってはならない」との記載がありますが、本事業の資金調達においてはプロジェクトファイナンスを想定しており、事業者の株式には担保権を設定する予定です。本事業の資金調達のための株式への担保権設定について、国は承諾頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	プロジェクトファイナンスによる資金調達上の必要な措置と理解していますので、特段の理由がない限り、国の事前承諾を前提に認めることを想定しています。
6	入札説明書	4	25	4(1)③	構成員の中から応募者を代表する企業を定め と記載されておりますが、会社法に定める株式会社への出資について、代表企業が最大出資者である必要はないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	入札説明書	6	23	4_(2)_⑤	「地方支部局掌握の…指名停止の取扱いについて」及び「国土交通省…指名停止の取扱いについて」に基づく指名停止を受けていないことは、第一次審査資料の提出期限の日から開札の日までの期間においてという理解でよろしいでしょうか。開札の日以降は指名停止によって参加資格が失われることは無いという理解です。	ご理解のとおりです。
8	入札説明書	8	2	(3) 設計企業の参加資格要件	④ア管理技術者については、設計業務の技術上の管理及び統括に関する業務。 ⑦ア・・・管理技術者又はこれと同等の立場としての業務の実績を有する場合は、当該業務の主たる分担業務分野についても業務の実績を有することとして扱うことができる。と記載しています。意匠(総合)主任技術者の実績を有する者は管理技術者になるうえで同等の実績を有すると理解していますが、宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

9	入札説明書	16	33	4(7)③運営企業の参加資格要件	運営業務の主たる部分である総合的な企画及び業務遂行の管理についてと記載されておりますが、『総合的な企画及び業務遂行の管理』とは、経営管理(プロジェクトマネジメント業務やSPC管理)を含むとの認識でよろしいでしょうか。また、入札説明書P.13_(4)_②_イ記載の運営業務には、総合的な企画及び業務遂行の管理について記載されておきませんが、運営業務内容に含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	前段について、『総合的な企画及び業務遂行の管理』には、運営業務の実施において必要な業務としてプロジェクトマネジメント業務、ファイナンシャルアドバイザー業務、SPC管理等も含むものと認識しております。後段についても前述のとおり、運営業務の実施において必要な総合的な企画及び業務遂行の管理は運営業務に含まれます。
10	入札説明書	16	33	4(7)③運営企業の参加資格要件	「総合的な企画及び業務遂行の管理」とは、プロジェクトマネジメント業務、ファイナンシャルアドバイザー業務、SPC管理業務を意味する理解でよろしいでしょうか。	運営業務における「総合的な企画及び業務遂行の管理」には運営業務の実施において必要なプロジェクトマネジメント業務、ファイナンシャルアドバイザー業務、SPC管理業務も含むものと認識しております。
11	入札説明書	23	10	16_(5)	入札価格について、昨今の物価高騰により、現状弊社で試算した価格が入札説明書に示された施設整備費予算額を大幅に超過しております。ついては、『予算額を上限とした内訳とする』とありますが、当該公募期間中に予算額の見直し(上積み)を速やかに行っていただくことは可能でしょうか。	足元の物価高騰や建設市況の変動等を注視しつつ、今後の応募者との質問回答や対話の手続き等による実情の把握を通じて判断し、業務範囲や要求水準の再設定について検討します。
12	入札説明書	23	10	16_(5)	予算内に収める措置として特別高圧受変電設備と自家発電装置をいったん本事業から除外していただくことは可能でしょうか。あるいは、予算額を超える内訳での入札を可能としていただき、入札後の協議で特別高圧受変電設備と自家発電装置をいったん本事業から除外していただくことは可能でしょうか。	No.11の回答をご参照ください。
13	入札説明書	23	10	16_(5)	予算額に収める措置として、価格変動や納期遅延などにより見積価格確定が困難な電気、機械、EVなどの機器類を、当該公募期間中にいったん本事業から除外していただくことは可能でしょうか。	No.11の回答をご参照ください。
14	入札説明書	23	10	16_(5)	予算額を超える内訳での入札を可能としていただき、入札後の協議で予算額に合わせる要求水準見直しを行い、事業変更していただくことは可能でしょうか。	入札説明書16.(5)項目別内訳を超える入札価格での契約は予定していません。要求水準書の見直しの手続き段階についてはNo.11の回答をご参照ください。
15	入札説明書	23	20	16(5)	項目別内訳として施設整備費(割賦手数料を除く)の予算額を記載頂いていますが、この施設整備費は、資料1-3「事業費の算定方法及び支払い方法」に記載された施設費の予算額であり、SPC設立費などの事業開始時に発生するその他費用、また建設期間中の金利などの金額も含まれているとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、【資料1-3】「事業費の算定方法及び支払い方法」第1.2. 事業費の内訳で示す施設整備費のうち施設費及び消費税等に該当するものです。
16	入札説明書	23	20	16(5)	項目別内訳として予算額(消費税込み)の記載があり、施設整備費に括弧書きで「割賦手数料を除く」とございますが、割賦手数料は「施設整備費」ではなく「維持管理・運営、その他の費用」の含まれるということでしょうか。それともこの項目別内訳記載の金額に含まれず、「施設整備費」「維持管理・運営、その他の費用」に記載の金額とは別枠として予算設定されているのでしょうか。	【資料1-3】「事業費の算定方法及び支払い方法」第1.2. 事業費の内訳に記載のとおり、施設整備費は施設費、割賦手数料、消費税等から構成されており、このうち、割賦手数料を除く施設費、消費税等を示しております。
17	(資料-1)事業契約書(案)	6		第15条 第4項	『当該業務の委任又は請負に係る契約締結予定日の20開庁日前までに、国に対し、その者の氏名又は商号及び住所等の必要な事項を記載した書面により通知するとともに、当該契約書案を提示した後、国の承諾を得なければならない。』と記載されていますが、事業者提案に基づいた契約を締結するため、写しの提出は不要と考えます。再考をお願いします。また、プロジェクトファイナンススペースの契約においては、契約締結スケジュールの観点から事前承諾を得ることは難しいと考えるため、再考をお願いします。	原案のとおりとします。 なお、事業に重大な支障を及ぼす内容がある場合等を除いて、事業者に過度な負担が生じるような修正等の指摘は想定しておりません。
18	(資料-1)事業契約書(案)	9	21	第19条 事業者の総括代理人	「事業者の総括代理人」を置くことについて理解しましたが、事業の現場への常駐は想定しておりません。念のため確認させてください。	総括代理人は必ずしも常駐は要しませんが、SPC側の国との連絡窓口となり、緻密な連絡調整を行うとともに、国・事業者間の協議を通じて協議の円滑な進行・調整を図る役割を想定しています。

19	(資料-1)事業契約書(案)	12		第28条 関連業務等の調整	国又は入居官署が本施設に関して個別に発注する第三者の施工する工事が、本施設に関する業務遂行上密接に関連する場合と記載されておりますが、現時点で予定されている密接に関連する第三者の施工工事について、具体的内容をお示し頂けますか。	現時点で把握している発注手続き中の工事は以下です。 ・令和8年度広島合同庁舎照明設備改修工事 ・令和8年度広島合同庁舎4号館建築その他改修工事 なお、工事期限等は中国地方整備局のホームページの発注見通し等をご確認ください。
20	(資料-1)事業契約書(案)	31	18	第78条 附帯事業5	「附帯事業の実施については、国有財産使用許可書又は国有財産有償貸付契約を事業契約書等に優先して適用する」とのことですが、附帯事業の国との契約は事業契約とは別に附帯事業者と国が締結するという建付けになるのでしょうか。	附帯事業に係る貸付契約又は使用許可の相手方は事業者(SPC)に限ります。
21	(資料-1)事業契約書(案)	33	31	第85条3 附帯事業の終了	事業者の責に帰すべき事由によって附帯事業が終了する場合に、国に違約金を支払うとの趣旨規定が存置されていますが、独立採算で実施する附帯事業において、独立採算事業への投資の未回収という負荷に加えて違約金を支払うという建付けは事業者における過度なリスクではないでしょうか。ご再考をお願いします。	【資料-3】「附帯事業の実施条件」に記載のとおり、附帯事業は要求水準として求める事項ではないため、第二次審査資料において提案がない場合や、実施条件を満たさない提案であっても欠格となることはありません。 その上で、附帯事業は第二次審査における加点項目の対象であり、ご質問の条項は当該審査を経て決定した落札者が自らの責めによる事由で附帯事業の全部又は一部を終了する場合の違約金規定として定めていることから原案のとおりとします。ただし、「終了事由が事業者の責めによるものである」とことについての判断については個別具体の事象に基づき、協議を経て決定するものと考えております。
22	(資料-2)業務要求水準書 第2章 事業の目的及び計画条件	3	33	第2章_第2節_3. 本施設の運営業務	本施設の運営業務には、入札説明書4(7)③記載の「総合的な企画及び業務遂行の管理」業務も含まれている理解でよろしいでしょうか。	No.9の回答をご参照ください。
23	(資料-3)附帯事業の実施条件	1	18	1_(1)_1	「使用許可は本敷地の全ての駐車場を対象とし、本敷地の駐車場台数から国が使用する260台を除く台数を駐車場利活用として使用することを可能とする。駐車場利活用として想定されるエリアは別紙のとおり。」と記載がありますが、国が使用する260台とは、別紙に示されている公用駐車場(地下車庫35台+第1駐車場56台+地下車庫103台+地下41台以上)の事でしょうか。	別紙でお示ししている駐車場利活用の対象エリア外の公用駐車場台数は、第1駐車場(公用駐車場56台)、2号館地下車庫(公用駐車場35台)、4号館地下車庫(公用駐車場103台)、4号館附属棟駐車場(公用駐車場11台)で205台となりますので、残り55台を駐車場利活用の対象エリアで国が使用します。 また、駐車場利活用の対象エリア内の防災棟来庁者用駐車場120台以上と防災棟地下駐車場の41台以上の具体的な台数は事業者提案によりますので、防災棟地下駐車場の台数を42台以上に増やす場合、公用駐車場として国が地上で使用する駐車場台数はその分減ります。(例:防災棟地下駐車場の台数を42台とする場合、第2駐車場の来庁者用駐車場若しくは防災棟周囲の来庁者用駐車場120台以上の計画のうち13台を公用駐車場とする。) 以上、駐車場利活用の対象エリアの55台と、対象エリア外の205台を合計し計260台を本敷地で国が使用する駐車台数としております。
24	(資料-3)附帯事業の実施条件	1	18	1_(1)_1	「本敷地の駐車場台数から国が使用する260台を除く台数を駐車場利活用として使用することを可能とする。」と記載がありますが、この260台は、駐車場利活用の対象エリア外の公用駐車場(地下車庫や第1駐車場など)の台数も含むという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	(資料-3)附帯事業の実施条件	5		(別紙)駐車場利活用の範囲	駐車場利活用の対象エリアで示されている青色の枠内は、国が使用する260台を除いた範囲が示されていると解釈してよろしいでしょうか？	No.23の回答をご参照ください。
26	(資料-4)提案書類の記載要領	1	7	2入札参加表明書、第一次審査資料について	応募者名は、特段決まりはなく、事業者にて自由に設定可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

27	(資料-4)提案書類の記載要領	1	10	第1.2_(1)	様式-4『応募者の構成員及び協力企業の役割分担表』の記載方法についての質問となります。構成員(代表企業)について、入札説明書P.16『運営企業の参加資格要件』に記載されております。総合的な企画及び業務遂行の管理のみを実施する場合は、運営企業として参加表明をすることでよろしいでしょうか。また、運営企業を複数企業で分担する場合は、分担する業務の内容について記載することとありますが、上記の場合は、総合的な企画及び業務遂行の管理と記載してもよろしいでしょうか。	運営企業を分担し、そのうち、「総合的な企画及び業務遂行の管理」のみを担当することは可能です。その場合に「総合的な企画及び業務遂行の管理」と記載いただくことは支障ありません。
28	(資料-4)提案書類の記載要領	1	10	第1.2_(1)_イ応募者の構成員及び協力企業の役割分担表(様式4)	第一次審査資料の提出の直前に会社の代表者が変更となる場合の対応方法について確認させてください。第一次審査資料の提出時点で変更はしているものの、手続き上、会社謄本登記未了・一般競争参加資格(全省庁統一資格)未受理の場合、新代表者名での申請は可能でしょうか。また、その場合に必要な補足資料および後日の変更届提出等の対応についてもご教示ください。	第一次審査資料の提出時点で、代表者が変更となっている場合は、新代表者名で提出してください。その際に会社謄本登記、一般競争参加資格(全省庁統一資格)の変更手続きが未了であれば、新代表者名が確かであることが確認できる資料を提出してください。また、変更手続き完了後には、直ちに変更後の会社謄本登記、一般競争参加資格(全省庁統一資格)を提出してください。
29	(資料-4)提案書類の記載要領	1	14	第1.2_(1)	様式-5『委任状』の記載方法についての質問となります。構成員、協力企業の全ての会社が一枚に押印し提出することとなっておりますが、効率的に押印手続きを進めるため、各社一枚ずつ押印したものを提出することもお認めいただけませんか。	よろしいです。その場合は、(様式5)一式を構成員及び協力企業の社数分、各々で作成し、代表企業がとりまとめて提出してください。
30	(資料-4)提案書類の記載要領	1	14	第1.2_(1)_ウ委任状	構成員・協力企業→代表者の委任状について、構成員・協力企業が1枚の様式に連名で捺印する形式となっておりますが、構成員・協力企業ごとに委任状を作成してもよろしいでしょうか。	No.29の回答をご参照ください。
31	(資料-4)提案書類の記載要領	1	14	第1.2_(1)_ウ委任状	構成員・協力企業→代表者の委任状について、構成員・協力企業の代表者名を社長ではなく、支店長などの名義とする場合、様式5のうち追加様式の委任状にて委任すればよろしいでしょうか。委任が許される場合、貴局への入札参加資格申請時に代表者から代理人への委任状を提出していれば、代表者から委任を受けている代理人名で行い、様式5のうち追加様式による委任状は不要と考えてよろしいでしょうか。	構成員や協力企業の本社等から支社等へ委任する場合は、様式5(※代表企業の本社等から支社等へ委任する場合の追加様式)の内容を適宜修正頂き、提出して下さい。委任状提出の場合は、受任者の情報を記載して下さい。また、本PFI事業の発注手続きにおいては既提出の委任状は認められません。代表企業において、代表者から代理人に委任を行うには、本PFI事業に限り有効な様式5(※代表企業の本社等から支社等へ委任する場合の追加様式)の提出が必要です。
32	(資料-4)提案書類の記載要領	1	14	第1.2_(1)_ウ委任状(構成員・協力企業→代表企業)(様式5)	第一次審査資料の提出の直前に会社の代表者が変更となる場合の対応方法について確認させてください。第一次審査資料の提出時点で変更はしているものの、手続き上、会社謄本登記未了・一般競争参加資格(全省庁統一資格)未受理の場合、新代表者名での申請は可能でしょうか。また、その場合に必要な補足資料および後日の変更届提出等の対応についてもご教示ください。	No.28の回答をご参照ください。
33	(資料-4)提案書類の記載要領	1	14	第1.2_(1)_ウ委任状	様式5のうち、構成員と協力企業が押印するページと受任者を記載するページは関連があると思われるのですが、ホチキス等もせずに重ねて第一次審査資料の中に綴じ込むだけでよろしいでしょうか。	よろしいです。
34	(資料-4)提案書類の記載要領	1	17	第1.2_(2)	様式-6-1『競争参加資格確認申請書』の記載方法についての質問となります。記載要領には、全ての構成員及び協力企業について提出することと記載されております。しかし代表企業以外の構成員や協力企業の企業情報(商号、所在地、代表者名)を記載する項目がありません。右上の応募者名について、応募グループ名は代表企業名を冠したグループ名になるかと思いますが、商号又は名称、所在地、代表者名は構成員や協力企業である企業の企業情報を記載するとの認識でよろしいでしょうか。もしくは右上の記載は全て代表企業の情報とし、本件責任者・担当者の記載欄に、構成員や協力企業の企業情報を記載するとの認識でしょうか。後者の場合、商号又は名称、所在地、代表者名を記載する欄を別途設けてよろしいでしょうか。	競争参加資格確認申請書(様式6-1)は代表企業による提出となります。右上の商号又は名称、所在地、代表者名は全て代表企業の情報とし、本件責任者・担当者の記載欄は押印省略にかかる記載事項となりますので、代表企業の本件にかかる担当責任者を記載してください。当該書類に添付される「入札説明書4.3(3)～(7)に記載された資格・経験・実績要件を満たしていることを確認するための資料」は全ての構成員及び協力企業について提出する必要があります。
35	(資料-4)提案書類の記載要領	1	17	第1.2_(2)_ア競争参加資格確認申請書(様式6-1)	「全ての構成員及び協力企業について」と記載されておりますが、各社が1ページずつ提出する理解でよろしいでしょうか。また本件責任者の所属と氏名は、構成員及び協力企業の会社名・部門名と部門の責任者名を記載すればよろしいでしょうか。	No.34の回答をご参照ください。

36	(資料-4)提案書類の記載要領	2	1	第1.2_(3)	様式-7『維持管理業務に必要な資格に関する書類』の記載方法についての質問となります。維持管理業務を行う企業情報(商号、所在地など)を記載する項目がありません。右上の応募者名について、応募グループ名は代表企業名を冠したグループ名になるかと思いますが、商号又は名称、所在地、代表者名は実際に維持管理業務を行う企業情報を記載するとの認識でよろしいでしょうか。 もしくは右上の記載は全て代表企業の情報とし、本件責任者・担当者の記載欄に、実際に維持管理を行う企業情報を記載するとの認識でしょうか。 後者の場合、商号又は名称、所在地、代表者名を記載する欄を別途設けてよろしいでしょうか。	維持管理業務に必要な資格に関する書類(様式7)は代表企業による提出となります。右上の商号又は名称、所在地、代表者名は全て代表企業の情報とし、本件責任者・担当者の記載欄は押印省略にかかる記載事項となりますので、代表企業の本件にかかる担当責任者を記載してください。
37	(資料-4)提案書類の記載要領	2	1	第1.2_(3)	様式-8『運営業務に必要な資格に関する書類』の記載方法についての質問となります。運営業務を行う企業情報(商号、所在地など)を記載する項目がありません。右上の応募者名について、応募グループ名は代表企業名を冠したグループ名になるかと思いますが、商号又は名称、所在地、代表者名は実際に運営業務を行う企業情報を記載するとの認識でよろしいでしょうか。 もしくは右上の記載は全て代表企業の情報とし、本件責任者・担当者の記載欄に、実際に運営業務を行う企業情報を記載するとの認識でしょうか。 後者の場合、商号又は名称、所在地、代表者名を記載する欄を別途設けてよろしいでしょうか。	運営業務に必要な資格に関する書類(様式8)は代表企業による提出となります。右上の商号又は名称、所在地、代表者名は全て代表企業の情報とし、本件責任者・担当者の記載欄は押印省略にかかる記載事項となりますので、代表企業の本件にかかる担当責任者を記載してください。
38	(資料-4)提案書類の記載要領	2	2	第1.2_(3)	運営業務を複数の運営企業が分担して行う場合は、様式-8『運営業務に必要な資格に関する書類』を運営企業分数の枚数を提出する認識でよろしいでしょうか。	No.37の回答をご参照ください。
39	(資料-4)提案書類の記載要領	38	12	第2.5編集方法ウ	第一次審査資料の編集方法はA4縦長左綴じとすることとなっておりますが、全ての資料の左側に綴じ込み用のパンチ穴を開けてフラットファイルに綴じ込むという方法でよろしいでしょうか。	よろしいです。
40	(資料-6)基本協定書(案)	1	13	第1条三 協力企業	「協力企業」とは、本事業に関する各業務をことともに事業者から直接受託又は請け負う企業をいう、とありますが、入札説明書4競争参加資格1②の協力企業の説明には「事業者から直接受託・・・」と言った言及はございません。協力企業の定義につき、今一度ご整理ご教示頂たくお願いいたします。	【資料1】「事業契約書(案)」における協力企業の定義である「本事業に関する各業務を構成員とともに事業者から直接受託又は請け負う企業をいう。」のとおりです。
41	(資料-6)基本協定書(案)	5	12	第13条 談合等不正行為があった場合の措置	「・・・乙及び丙は連帯して、甲の請求に基づき、支払わなければならない」とのありますが、起きてはならない重大事象であることは承知しているものの、本事業のためのみに組成されたグループのメンバーの行為のすべてを掌握できるものではないため、この違約金支払い義務をメンバーで連帯して負うという規定は民間事業者の本事業への参加意欲を減じかねないものと思料します。連帯規定の存置につきご再考をお願いします。	国と落札者間で締結する【資料-6】「基本協定書(案)」における当該条文の内容を踏まえて、原文のとおりとします。
42	(資料-6)基本協定書(案)	10	14	別紙3出資者誓約書の様式	出資者誓約書は構成員各社が直接国に差し入れるものであり、その誓約事業を連帯責任とする必要性はないと存じます。本事業実施のために組成されたグループの各企業の全ての行為を他の構成員が把握することは困難です。ご再考をお願いします。	原文のとおりとします。